



No.1225

町からのお知らせ

事業主・農業経営者の皆さんへ
償却資産の申告について

※お問い合わせ先
住民税務課税務G
☎662・2112

1月1日現在で町内に償却資産（農業用の機械や、会社や工場、商店などで事業用に使う機械や器具、備品等の有形固定資産）を所有している個人または法人は、その取得価額等について申告する義務があります（自動車税および軽自動車税の対象車両は除く）。
●受付期間 1月26日（月）まで
●受付場所 住民税務課税務G（役場1階⑤番窓口） ※郵送も可。
※申告書は、資産が増減がない場合でも必ず提出してください。また、申告書の送付がない方でも、償却資産を町内に所有している方は申告が必要ですよ。

健康福祉課から

※お問い合わせ先
健康福祉課福祉G
☎662・2673

地域福祉計画アンケートへの
ご協力をお願いします

町では、町民一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重し、ともに支え合い、助け合いながら、住みよい地域でいつまでも安心・安全に自立した生活を送ることが出来る仕組みをつくることを目的として、平成27年度に「中山町地域福祉計画」を策定します。
策定に当たり、意向調査を実施します。1月中旬に、無作為で抽出された方にアンケートを送付しますので、ご協力をお願いします。
●対象 町内に住所を有する方 1000名（無作為抽出）
●回答期限 1月27日（火）
【小型除雪機の貸出について】
高齢者、障がい者など自力で除排雪ができない世帯や生活道路等の除排雪

作業を行うボランティア団体等に対し、町が保有する小型除雪機の貸出しを行います。

- 貸出対象 町内会、消防団、ボランティア団体など
- 貸出機械および歩板 小型除雪機（ハンドガイド式）11.8馬力級、アルミ歩板一式
- 貸出期間 1回の貸出しは原則2日以内（休日中の貸出しは休日前の夕方、休日明けの朝まで）
- 貸出費用 無料
- 燃料費、傷害保険料および賠償保険料、除雪機の運搬経費は貸出しを受ける団体等の負担となります。
- 貸出条件 ▼除雪機を操作する人は、傷害保険および賠償保険に加入すること（社会福祉協議会のボランティア保険への加入が可能な場合は加入手続きをしてください）。▼除雪機 の操作経験者がいることが望ましい。
- 申請方法 貸出し希望日の平日2日前までに、健康福祉課に用意されている申請書に必要事項を記入のうえ

健康福祉課に提出してください。
◆除雪機の貸出しおよび返却は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

高齢者雪害対策事業について

※お問い合わせ先
社会福祉協議会 保健福祉センター内
☎662・4361

- 対象 次 の要件を全て満たす世帯。
①75歳以上の方のみの世帯（世帯分離等により75歳以下の方や町民税所得割課税の方が同居している場合を除く）
- ②町民税所得割非課税世帯
- 助成内容 年度内に業者等に居室の雪下ろしおよび雪下ろしに伴う排雪作業を委託した場合に要した費用の2分の1の額（年度あたり1万円を限度）を助成
- 申請方法 申請書に領収書（発行者の住所・氏名・押印・日付の記載のあるもの）を添付のうえ民生児童委員に提出してください（民生児童委員が担当地区分を取りまとめ、申請手続きを行います）。
- 申請締切 2月末日
- ◆詳細は町社会福祉協議会、健康福祉課、民生児童委員にお問い合わせください。

中山町長選挙 1月25日（日）投票日

中山町長選挙は、1月20日（火）に告示され、1月25日（日）に投票が行われます。

投票できる人

次の2つの要件にあてはまる人が、投票できます。

- (1)投票日現在で満20歳以上の人（平成7年1月26日以前に生まれた人）
 - (2)平成26年10月19日以前から引き続き中山町に住民登録がある人
- ただし、投票日までに中山町外に転出した人は投票できません。

期日前投票制度をご利用ください

選挙の当日（1月25日）、仕事や私用で投票所に行くことができないと見込まれる人は、期日前投票をすることができます。ただし、期日前投票時点においてまだ20歳になっていない人等については、不在者投票の手続きにより投票することになります。

- 期日前投票期間 1月21日（水）～24日（土）
- 投票できる時間 午前8時30分～午後8時
- 期日前投票所設置場所 役場101・102会議室

※入場券を持参のうえ期日前投票所にお越しください。入場券が届く前は、入場券がなくても投票できます。

投票日当日の投票時間は午前7時から午後8時までです

入場券は、世帯ごとに郵送されます。投票所は入場券に記載されておりますのでご確認ください。投票区と投票所は次のとおりです。

投票区	地区	投票所
第1投票区	達磨寺全区、向新田	達磨寺・向新田地区農村集落多目的共同利用施設
第2投票区	新田町全区、上町、新町、元町、中町、柳町、旭町全区、中原団地、広瀬団地、川端、下川、あおば全区	中山町立長崎小学校体育館
第3投票区	桜町全区、北小路、西小路、梅ヶ枝町全区、西町、南小路、いずみ全区	中山勤労文化センター
第4投票区	三軒屋、落合	落合構造改善センター
第5投票区	文新田全区	文新田生活改善センター
第6投票区	金沢全区	中山町西部地区公民館
第7投票区	柳沢全区、中山ひまわり荘	柳沢集落センター
第8投票区	土橋全区	豊田地区農業集落多目的集会施設
第9投票区	岡全区	中山町岡地区文化交流センター
第10投票区	小塩全区	小塩構造改善センター

開票は即日 午後9時から

開票は、1月25日午後9時から中央公民館大ホールで行います。会場では、開票状況を速報する予定です。

◆なお、中山町議会議員補欠選挙が同日程で行われることとなった場合も、投票資格・期日前投票の期間等は上記と同様です。

※お問い合わせ先

中山町選挙管理委員会(中山町役場総務企画課内)
〒990-0492 中山町大字長崎120番地 ☎662-2111